

障害福祉サービス等に関する 消費税の取扱い等について

消費税率の引上げに関する関係団体からの主な意見等

※ 関係団体から頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

<1. 前回(平成26年4月の消費税率引上げ時)を踏まえた対応 等>

- 平成26年4月の消費税率引上げ時と同様に基本報酬単位数へ上乗せすべき。(同旨:他19件)
- 前回の消費税率引上げ時における障害福祉サービス等報酬上の対応手法は、概ね適切であったと評価する。
- 基本的には、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せが必要と考えます。(同旨:他5件)
- 「障害福祉サービス等経営実態調査」の結果から課税費用率を算出するとあるが、実態を反映しているデータを抽出し、常識的に考えられないような「外れ値」については除外して頂き、より精緻な検証を行って頂きたい。
- 8%引上げ時と同様の算出方法による上乗せ以上になるように対応すべきである。消費税率の引上げの目的は社会保障施策の充実である。8%引上げ時以降も介護・障害福祉人材が不足している現状を見れば、8%引上げ時以上の上乗せをするのが当然と考える。
- 8%引上げ時の対応の方法では、その増額幅は極めて低い水準にとどまることが想定される。障害福祉人材の確保、質の向上を達成することも考え併せ、消費税率の上げ幅の全額が反映される報酬とすることが望まれる。
- 消費税の引上げにあたっては、各サービスの経営実態を踏まえて影響額を適正に算定し、これを補填するに十分な基本報酬単位数の引上げを行うべきである(同旨:他1件)
- 平成26年4月に実施された消費税率引上げ時、『障害福祉サービス等事業所における設備等の高額投資への対応については、医療・介護との並びで高額投資に対する別立ての対応はしない』とされていた。しかし、老朽化等に対応するため、施設等の更新は当然に想定されることから、消費税率の引上げの影響額を基本報酬等に上乗せしていただきたい。(同旨:他3件)

< 2. 加算による対応 >

- 平成26年4月に実施された消費税率引上げ時、各加算については①加算内容に占める課税割合が軽微である、②もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せするという対応が取られた。しかし、報酬算定構造上、各加算は特定のサービスに対する評価に基づくものであり、基本報酬とは別立てのものとなっている。このことから、2019年10月の消費税率引上げ時には、原則として基本報酬と各加算を区別して、消費税率引上げの影響額を適正に算定し、基本報酬と各加算単位数への上乗せを実施いただきたい。上記の手続きを踏んだ上で、各加算単位数への上乗せが困難な場合は、明確な根拠を示した上で、基本報酬単位数への上乗せを実施していただきたい。(同旨:他2件)

< 3. 低所得者への配慮等 >

- 消費税増税の影響は、事業所の経営だけでなく利用者の生活にも関わることです。特に入所者への補足給付と、グループホーム利用者への家賃補助に相当する補足給付については、消費税増税分を上乗せする必要があると考えます。(同旨:他2件)
- 低所得者への配慮として、(特に市民税非課税世帯)利用負担上限額も併せてあげることは慎重な判断をお願いしたい。

< 4. その他 >

- 各サービスの給付対象の非課税品目を増やすべきである。
- 地方自治体が独自で実施している障害者福祉事業(国の福祉サービス対象外)を民間に委託した場合の委託費等に係る消費税について、一定の要件をみたすものについては非課税扱いになるよう、消費税アップの機会に行っていただきたい。
- 消費税率引上げに伴い、食費以外の事業費や事務費の増加は避けられず、施設の運営に与える影響が大きいので、消費税率引上げ分の上乗せをお願いしたい。(同旨:他9件)
- 災害対策に関する費用について課税費用率へ追加を要望する。昨今、未曾有の被害をもたらす災害が続いており、障害福祉サービス事業所も対策を行っている。サービス利用者の生命・安全を守るためには地震に対する耐震補強は勿論、水分・食料等の備蓄などの災害対策への備えが必要である。これらに要する費用について課税費用率へ追加を要望する。(同旨:他1件)

- 障害福祉に対する政府の財政支出のあり方の検証・抜本的な見直しが先決。(同旨:他2件)
- 人件費の通勤交通費は課税支出項目であるため、課税費用率算出の際には含めるようにしてほしい。また、業界全体では派遣職員を配置せざるを得ない事業所もあることから、課税費用である派遣職員の費用については課税費用率算出の際に含めるよう考慮すべきである。
- 委託費が消費税込で契約されている事業(障害者就業・生活支援センター事業、地域生活定着支援センター運営事業、障害者特別委託職業訓練)について、消費税率引上げ分の上乗せを検討していただきたい。(同旨:他2件)

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

論 点

- 介護報酬における検討状況及び関係団体からの提出意見等を踏まえて、消費税率10%引上げに向けて、障害福祉サービス等報酬における上乗せ対応についてどう考えるか。

対応案

障害福祉サービス等報酬による上乗せ

- 介護給付費分科会における対応との整合性も踏まえつつ、消費税率8%引上げ時における対応を参考に、基本報酬単位数への上乗せ対応を行うこととしてはどうか。

<1. 基本報酬単位数への上乗せ>

- 消費税率引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、消費税率8%引上げ時と同様に、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用の割合について、直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する方針で検討してはどうか。

基本報酬単位上乗せ率＝課税経費割合(※)×(110/108-1)

※課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

< 2. 加算の取扱いについて >

- 介護報酬における検討状況を踏まえつつ、消費税率8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せする方針としてはどうか。

基本報酬単位数への上乗せ

$$= \text{基本報酬単位数} \times (\text{基本報酬単位上乗せ率} + \text{加算に係る上乗せ率})$$

- ※ 8%引上げ時に介護報酬では、課税費用の割合が特に大きいと考えられる加算(所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等の介護老人保健施設に係るもの)について、個別の上乗せを行っているが、障害福祉サービス等報酬においては、これに該当する加算が無いため、個々の加算単位数への上乗せは行っていない。
- ※ 単位数ではなく基本報酬単位数に対する割合で設定されている加算(特定事業所加算、特別地域加算、処遇改善加算)については、基本報酬単位数への上乗せによって手当てされることとなる。

**(参考) 消費税率 8 % 引上げ時における
障害福祉サービス等に係る対応**

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

$$= \{ [\text{基本報酬単位上乗せ率}] + [\text{加算に係る上乗せ率}] \} \times \text{現行報酬単位数}$$

(参考) 消費税率8%への引上げ時における対応②

障害福祉サービス等における費用構造推計の結果について

サービス名	①給与費等非課税費用率 (収支差額等含む)	②委託費等課税費用率	③減価償却費率	課税費用率 (②+③)
居宅介護	81.0%	18.2%	0.8%	19.0%
重度訪問介護	87.6%	11.7%	0.7%	12.4%
行動援護	84.0%	14.7%	1.3%	16.0%
生活介護	73.8%	20.3%	5.9%	26.2%
短期入所	79.1%	16.3%	4.6%	20.9%
共同生活介護	72.1%	24.9%	3.0%	27.9%
施設入所支援	72.5%	21.5%	6.0%	27.5%
自立訓練(機能)	72.7%	23.9%	3.4%	27.3%
自立訓練(生活)	73.8%	22.8%	3.4%	26.2%
就労移行支援	78.9%	16.8%	4.3%	21.1%
就労継続A型	77.3%	16.5%	6.2%	22.7%
就労継続B型	77.8%	17.5%	4.7%	22.2%
共同生活援助	63.8%	31.3%	4.9%	36.2%
計画相談支援	83.8%	15.2%	1.0%	16.2%
福祉型障害児施設入所	73.3%	25.3%	1.4%	26.7%
児童発達支援	77.6%	21.1%	1.3%	22.4%
放課後等デイサービス	77.6%	21.1%	1.3%	22.4%
全体	75.8%	20.6%	3.6%	24.2%

(注1) 平成23年障害福祉サービス等経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

(注2) 表に記載のないサービスについては、有効回答数が少ないこと等から、類似のサービスの結果を用いて全体の費用割合を推計。

(参考) 平成26年度障害福祉サービス等報酬改定における改定率

$$24.2\%(\text{障害福祉サービス等全体の課税経費割合}) \times (108/105 - 1) = \underline{0.69\%}$$

介護保険サービスにおける 消費税の取扱い等に関する議論の状況

※第160～163回介護給付費分科会において頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜介護報酬の上乗せ対応＞

- 委託費等課税費用のデータの中には、人材派遣に係る費用が含まれているが、この費用は年々上昇傾向にあり、こういった状況を把握し、報酬に反映すべき。
- 送迎サービスの提供を委託している場合が少なくなく、また、通所サービスで使用する備品等は事業所の持ち出しのことが多い。これらに対応するためにも、報酬の上乗せ等を適切に行って欲しい。
- 介護ロボットやセンサー等の事務負担軽減のためのICT活用が進むことに伴い、購入費用が増加するとともに、課税割合も大きくなるのではないかな。
- 特養の入所者の重度化が進んでいる中で、介護用品購入数が増加し、増税の影響が大きくなっている。
- 通所リハビリテーションに期待が高まっているものの、新規開設や事業所の増改築に係る負担は大きく、消費税対応が必要ではないかな。
- 8%引上げ時における消費税負担については、平成26年度介護報酬改定により、概ね担保されているのではないかな。
- 介護事業経営実態調査の結果を用いて把握・検討するに当たり、データについては、外れ値処理を行うなど、できる限り精緻なものとなるよう配慮をお願いしたい。
- 8%引上げ後、介護報酬改定による基本報酬の見直しもあったところであり、不平等が生じないようきめ細かな対応を行うべき。

介護保険サービスに関する消費税の取扱等について①

第164回介護給付費分科会
(H30.11.12) 資料1 抜粋

論点

- 第160回介護給付費分科会において、今後の消費税10%引上げ時における検討に当たっての事業所等の実態把握を進めるため、①介護サービスの課税割合、②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況、③食費・居住費の平均的な費用額の把握方針について議論をいただくとともに、第162回及び第163回介護給付費分科会において、関係団体よりヒアリングを実施したところ。
- 今後、平成29年度介護事業経営実態調査や団体ヒアリングの結果等を踏まえ、10%引上げに向け、①介護報酬による上乗せ、②基準費用額、補足給付、③区分支給限度基準額等の対応についてどう考えるのか。

対応案

① 介護報酬による上乗せ

- 医療保険における対応との整合性も踏まえる必要はあるが、8%引上げ時における対応を参考に、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを検討することとしてはどうか。

＜基本単位数への上乗せ＞

- 消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費その他の非課税品目を除いた課税経費(介護用品費、委託費等)の割合について、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本単位上乗せ率を算出する方針で検討してはどうか。

$$\text{基本単位上乗せ率} = \text{課税経費割合}(\%) \times (110/108 - 1)$$

$$\text{※課税割合} = 1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}$$

介護保険サービスに関する消費税の取扱等について②

第164回介護給付費分科会
(H30.11.12) 資料1 抜粋

対応案

＜加算の取扱いについて＞

- 8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。
 - 具体的には、課税費用の割合が大きいと考えられる加算(※)については、課税費用に係る上乗せを行うこととし、その他の加算については、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せする方針としてはどうか。
 - ※ 8%引上げ時は、所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等について対応
- $$\left(\begin{array}{l} \text{基本単位数への上乗せ} \\ \text{＝基本単位数} \times (\text{基本単位上乗せ率} + \text{加算に係る上乗せ率}) \end{array} \right)$$
- その際、単位数ではなく基本単位数に対する割合で設定されている加算(※)、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応は行わないこととしてはどうか。
 - ※ 8%引上げ時は特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算等が該当